

注意!

農地改良でも 一時転用の許可 が必要になります!!

京都府の「農地改良に係る転用許可の取扱い」(令和5年6月1日施行)に伴い、田畑転換でも、盛土の高さが1m以上か工期が6カ月以上の場合は、農地法の一時的転用許可が必要になります。



土質や土量が明らかな「耕作に適した土」を使用し、従前と同等以上の営農ができる農地に戻して耕作を再開することなどが「許可の基準」として定められています。道路の高さを超える盛土は認められません。

農地改良の盛土に関する
一時転用手続きの相談は、
農業委員会の窓口で対応します。



お問合せは
こちら

精華町農業委員会事務局

TEL 0774-95-1903